

(記載例) 改葬許可申請書・許可証

死亡者の本籍	死亡した当時の本籍
死亡者の住所	死亡した当時の住所
死亡者の氏名	〇〇 〇〇
死亡者の性別	♂ ・ 女
死亡年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
埋葬又は火葬の場所	現在、埋葬されている基地の場所 (〇〇寺墓地等)
埋葬又は火葬の年月日	現在、埋葬されている基地へ埋葬した年月日
改葬の理由	基地を移す理由 (基地購入のため等)
改葬の場所	新しい基地 (霊園等) の場所 (所在地)
申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者との関係	住所 鴨川市横渚〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇 死亡者との続柄 (死亡者からみた続柄) 墓地使用者との関係 (申請者と使用者との関係) ※申請者が墓地使用者でない場合には、墓地使用者の承諾書を添付
上記のとおり改葬許可を申請します。 千葉県鴨川市長 様 年 月 日	申請者 〇〇 〇〇 (印)
上記の事実を証明します。 年 月 日	現在、埋葬されている基地の管理者 墓地管理者 〇〇 〇〇 (印)
第 号 上記のとおり改葬を許可します。 年 月 日	千葉県鴨川市長

<改葬許可証が発行されるまでの流れ>

1. 改葬許可申請書を記入する。
2. 現在の墓地等の管理者の証明を受けてください。
3. 新しい墓地を購入等したことが分かる書類を用意する。  
(例) 受入証明書、契約書、領収書等
4. 改葬許可申請書等を市へ提出する。  
【申請書に添付する書類等】  
① 3の受入証明書等の写し  
② 申請者の本人確認書類 (運転免許証やマイナンバーカード等)  
③ 交付手数料 1通 350円
5. 改葬許可証の交付。(不備等なければ即日交付)
6. 改葬先の墓地等の管理者へ改葬許可証を提出する。

郵送申請の場合：流れは上記1～3まで同じ、4の書類と返信用封筒に返信用切手を貼付したものを同封し下記宛先まで郵送する。

※上記4-②申請者の本人確認書類は、写しを同封する。

4-③交付手数料は、郵便局で定額小為替350円(1通分)を購入する。

宛先 〒296-8601

千葉県鴨川市横渚1450番地 鴨川市役所総務部市民生活課 宛

電話 04-7093-7831